授業サンプル 3_教員・地方公共団体職員向け補助資料

「赤字」バスに補助金は必要ですか？
～コミュニティバスへの補助金の支出を検討しよう～

【本授業で取扱う主な公文書等】　①地域公共交通会議（答申・会議資料）

【資料の準備と追加学習の参考情報】

①地域公共交通会議（答申・会議資料・パブリックコメント）

近年の急速な少子高齢化の進展や交通手段の利用状況の変化など社会情勢の変化に伴い、地域の公共交通には様々なひずみが生じている。そうしたなか、「地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るため」（「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第 1 条）、地域の公共交通の在り方の再構築が求められている。

地方公共団体は、地域の公共交通に関して、「区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務」（交通政策基本法第 9 条）を有しており、地域の住民の理解を深め、その協力を得ながら施策を進めることが求められている。とくに「活性化再生法に基づく基本方針」（総務省・国交省告示）では、「地域のニーズや課題は多種多様であることから、地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、当該地域にとって最適かつ持続可能な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を推進することが重要」とされており、地方公共団体は、地域の公共交通の施策の検討を進める際に、住民や利用者、交通事業者、観光・商工会関係者など地域の公共交通に関わる利害関係者の意見聴取とその調整をすることが求められている。

そのため、各地域には、各々会議の名称は異なるものの「地域公共交通会議」が組織されており、その議事録や会議資料は、それぞれの立場の意見が反映された多面的・多角的な見解を知ることのできる資料となっている。とくに、コミュニティバスの見直し・改善の議論に際しては、地域住民の外出状況や移動手段、ニーズなどについて統計データやアンケート・ヒアリング調査の結果が会議資料として提示されている場合が多く、資料の読解力を鍛える教材としての活用が見込まれる。また地域によっては、自動運転の検討など、最新の技術の導入も議論されており、市民生活と情報化の関係性を考察するうえでの教材ともなり得る。

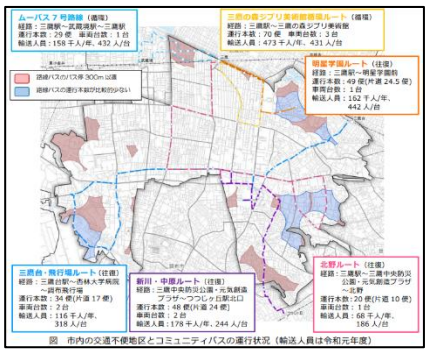

図　市内の交通不便地区とコミュニティバスの運行状況（輸送人員は令和元年度）

【上】三鷹市「第 1 回三鷹市コミュニティバス将来的なあり方検討専門部会資料」（令和 3 年 1 月 19 日）

なお国土交通省中部運輸局では、「バスデータ活用大百科　～バス実態調査とデータ活用方法が丸わかり～」（令和元年度、中部運輸局のウェブページ「地域公共交通ライブラリー」（https://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/library/）上に掲載）を発行し、YouTube においても 2 分程度の映像を配信しており、地方公共団体の職員等がバスの統計データなどを活用する際の見方が紹介されている。授業時のグループワークや調べ学習に際して、生徒に紹介することで、議論のヒントになるものと推察する。

【右】中部運輸局「バスデータ活用大百科～バス実態調査とデータ活用方法が丸わかり～」（令和元年度）

またコミュニティバスの見直し・改善に際しては、パブリックコメントによる市民の意見聴取が実施され、その結果はウェブページ上に公表されている場合が少なくない。加えて、地域公共交通会議の議論の結果である答申もウェブページ上で確認できる場合が多い。他方で残念ながら会議の議事録や会議資料の公表状況については、各地方公共団体により異なっている。地方公共団体によっては、公文書館や資料室等に過去の審議会の議事録・資料をまとめて保管し、閲覧に供している場合や、ウェブページ上で公表している場合がある一方で、過去 1 年分のみを資料室等で閲覧に供し、それ以前の資料については情報公開請求を経なければ閲覧ができないこともある。また地方公共団体によっては、審議会の議事録・資料といった公文書の保存期間が 10 年程度と定められ、授業の対象としたいテーマの議事録・資料が既に廃棄処分されてしまっていることもあり、注意が必要である。